

重要

7 都柔整第 34 号

令和 7 年 6 月 12 日

会員各位

公益社団法人東京都柔道整復師会

会 長 瀧澤 一裕

保険担当理事 徳永 正人

保険担当理事 藤井 剛寛

新・旧柔道整復施術療養費支給申請書の使い分けについて

間違って使用すると返戻となる場合がありますのでご注意ください

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和 6 年 1 0 月 1 日付けの柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正に対応した、新しい柔道整復施術療養費支給申請書の販売を 4 月より開始しております。

パソコンで申請書を作成する際、新旧用紙を誤って使用したことで、新設された項目に対して印字ずれが起きたケースがありました。印字がずれている申請書は、返戻の対象となることがありますので、ご注意ください。

新旧用紙を見分けられるように、新用紙には用紙の右上部にラインを入れてありますので、確認の上、印刷するようにお願い致します。

用紙変更により、お手数をおかけ致しますが、ご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。

※記載方法については、裏面「～新用紙の記載例～」をご参考ください。

敬具